

【第1問】

《問1》 3

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間（① 10）年を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が（② 1）年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。1959年9月生まれのAさんは、原則として、（③ 64）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます」

<解説>

Aさんは1959（昭和34）年9月13日生まれであるため、原則として、64歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を、65歳からの老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができる。

生年月日		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(男性) 昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 (女性) 昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	報酬比例部分	▽	▽	▽	▽	▽	老齢厚生年金
	定額部分						老齢基礎年金
(男性) 昭和18年4月2日～昭和20年4月1日 (女性) 昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	報酬比例部分				▽	▽	老齢厚生年金
	定額部分						老齢基礎年金
(男性) 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日 (女性) 昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	報酬比例部分					▽	老齢厚生年金
	定額部分						老齢基礎年金
(男性) 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 (女性) 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	報酬比例部分						老齢厚生年金
	定額部分						老齢基礎年金
(男性) 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 (女性) 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	報酬比例部分						老齢厚生年金
							老齢基礎年金
(男性) 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 (女性) 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	報酬比例部分						老齢厚生年金
							老齢基礎年金
(男性) 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 (女性) 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	報酬比例部分						老齢厚生年金
							老齢基礎年金
(男性) 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 (女性) 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	報酬比例部分						老齢厚生年金
							老齢基礎年金
(男性) 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 (女性) 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	報酬比例部分						老齢厚生年金
							老齢基礎年金
(男性) 昭和36年4月2日～ (女性) 昭和41年4月2日～							老齢厚生年金
							老齢基礎年金

《問2》 1

＜老齢基礎年金の年金額（2018年度価額）＞

① 2009年3月以前の期間の計算式（国庫負担3分の1）

$$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{1}{4}\text{免除月数} \times \frac{5}{6} + \frac{\text{半額免除月数}}{3} + \frac{3}{4}\text{免除月数} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{全額免除月数}}{3}}{480\text{月（原則）}}$$

② 2009年4月以後の期間の計算式（国庫負担2分の1）

$$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{1}{4}\text{免除月数} \times \frac{7}{8} + \frac{\text{半額免除月数}}{4} + \frac{3}{4}\text{免除月数} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{全額免除月数}}{2}}{480\text{月（原則）}}$$

《設例》より、Aさんが国民年金に任意加入していない大学生であった期間（31月）は老齢基礎年金の年金額には反映されない。また、Aさんの厚生年金保険被保険者期間のうち、60歳以後の期間も老齢基礎年金の年金額の計算に反映されない。したがって、Aさんの老齢基礎年金の年金額は以下のように計算される。

$$\begin{aligned}\text{老齢基礎年金の年金額} &= 779,300円 \times \frac{480\text{月} - 31\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 779,300円 \times \frac{449}{480} \\ &\approx 728,970円\end{aligned}$$

《問3》 3

1) 適切

いわゆる「在職老齢年金」に関する記述である。

60歳以降の在職者は、総報酬月額相当額と基本月額との合計額に応じて、老齢厚生年金の年金額の一部または全額が支給停止される。

2) 適切

なお、Aさんが65歳から受給する老齢厚生年金には、経過的加算額が加算される。

3) 不適切

厚生年金保険の被保険者期間を20年以上有する者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき、その者に生計を維持されている一定の要件を満たす配偶者または子がいる場合、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。なお、加給年金額の対象となる配偶者自身の厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある場合、加給年金額は支給停止となる。

【第2問】

《問4》 2

1) 不適切

適用利率は各金融機関が任意に設定するため、預入期間・預入金額・預入日が同じであっても、適用利率は異なる場合がある。

2) 適切

＜預金保険制度の対象となる預金等＞

対象商品（付保預金）	対象外商品
・ 預貯金（右記の預貯金を除く） ・ 定期積金 ・ 掛金 ・ 元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む） ・ 金融債（保護預り専用商品に限る） ・ 上記を用いた積立・財形貯蓄商品・確定拠出年金の運用に係る預金等	・ 外貨預金 ・ 譲渡性預金 ・ 無記名預金 ・ 他人名義預金（架空名義預金を含む） ・ 元本補てん契約のない金銭信託（ヒット、スーパーヒットなど） ・ 抵当証券 ・ 金融債（左記以外のもの） ・ 個人向け国債 ・ 投資信託 など

3) 不適切

外貨建て保険の積立利率は外貨ベースであり、為替変動リスクがあるため、外貨建て定期預金と比べて、円ベースでの利回りが必ずしも高くなるとは限らない。

《問5》 1

1) 適切

＜外貨預金の税金＞

	利 息	為替差損益
為替予約なし	20.315%源泉分離課税	雑所得
為替予約あり	20.315%源泉分離課税	

2) 不適切

外貨預金の為替差益は、為替予約なしの場合、雑所得として総合課税の対象となる。上記1) 参照。

3) 不適切

所得税では、各種所得の金額の計算上生じた損失のうち、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の4つの所得に限って、他の所得の金額と損益通算することができる。外貨預金の為替差損は、為替予約なしの場合、雑所得となるため、他の所得の金額と損益通算することができない。

《問6》 1

顧客が円貨を外貨に換えるときの為替レートはT T S、顧客が外貨を円貨に換えるときの為替レートはT T Bである。よって、次のように計算する。

満期時の米ドル換算の元利合計額 $50,000 \text{米ドル} \times (1 + 0.005) = 50,250 \text{米ドル}$

満期時の円換算の元利合計額 $50,250 \text{米ドル} \times 111 \text{円 (T T B)} = \underline{5,577,750 \text{円}}$

【第3問】

《問7》 1

給与所得および不動産所得は総合課税の対象となるため、Aさんの2018年分の総所得金額は以下のように計算する。

給与所得の金額 : 給与収入－給与所得控除額
 $= 1,200 \text{万円} - 220 \text{万円} = 980 \text{万円}$

不動産所得の金額 : $\blacktriangle 50 \text{万円}$

総所得金額 : $980 \text{万円} + (\blacktriangle 50 \text{万円}) = \underline{930 \text{万円}}$

《問8》 2

- i) 「妻Bさんの合計所得金額は(① 38)万円を超えていないため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、(② 26)万円です」
- ii) 「Aさんが適用を受けることができる母Cさんに係る扶養控除の控除額は、(③ 58)万円です」

<解説>

Aさんの合計所得金額は《問7》より900万円超950万円以下、妻Bさんは一般の控除対象配偶者に該当するため、配偶者控除の控除額は26万円である。また、母Cさんは老人扶養親族（同居老親等）に該当するため、扶養控除の控除額は58万円となる。なお、老人扶養親族とは、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の控除対象扶養親族をいう。

《問9》 3

1) 適切

なお、医療費控除額は200万円が限度となる。

2) 適切

なお、通常の医療費控除およびセルフメディケーション税制ともに、確定申告が必要となる。

3) 不適切

通院や入院のための交通費は、通常の医療費控除の対象となる。

○ 対象となるもの	× 対象とならないもの
① 医師や歯科医師による診療や治療の費用	① 美容整形費
② 出産費用	② 疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費用
③ 治療や療養のための薬代	③ 通院のための自家用車のガソリン代や駐車場代
④ 治療のためのマッサージ代、はり師・きゅう師などによる施術の費用	④ 医師や看護師などに対する謝礼
⑤ 通院や入院のための交通費	⑤ 入院時の身の回り品の購入費用
⑥ 入院の部屋代や食事代の費用	⑥ 親族に支払う療養上の世話の費用
⑦ 付添人による療養上の世話の費用	⑦ 近視や乱視のためのメガネ、コンタクトレンズなどの購入費用
⑧ 松葉杖などの購入費用	⑧ 診断書の作成料
⑨ 人間ドック、健康診断料（診断の結果、重大な疾病が見つかり、かつ治療した場合のみ）	⑨ 人間ドック、健康診断料（左記の⑨以外）

【第4問】

《問10》 2

建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、建蔽率は10%緩和されるが、《設例》の甲土地のように建蔽率80%の地域内で、かつ、防火地域内に耐火建築物を建築する場合は、建蔽率の適用除外（建蔽率100%）となる。

また、建築物の延べ面積の上限は、前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を敷地面積に乗じて求める。

建蔽率の上限となる建築面積＝敷地面積×建蔽率＝400m²×100%＝400m²

容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率＝400m²×360%※＝1,440m²

※ 6m×6/10＝36/10…360%＜400%（指定容積率） ∴360%

《問11》 2

1) 不適切

相続によって取得した不動産を譲渡する場合、譲渡所得の金額の計算上、取得費は、被相続人の取得費を引き継ぐ。

2) 適切

土地または建物などの不動産を譲渡した場合の譲渡所得（分離譲渡所得）は、譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間によって、「短期譲渡所得」と「長期譲渡所得」に分けられる。譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間が5年以下の土地・建物の譲渡所得は「（分離）短期譲渡所得」、譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間が5年超の土地・建物の譲渡所得は「（分離）長期譲渡所得」となる。

3) 不適切

「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」に関する記述である。本問の甲土地は、青空駐車場であり居住用財産ではないため、軽減税率は適用されない。

《問12》 2

- i) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税の課税価格の計算上、甲土地は（① **貸家建付地**）として評価されます。また、甲土地が貸付事業用宅地等に該当すれば、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。貸付事業用宅地等は、200㎡までの部分について（② **50%**）の減額が受けられます」
- ii) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地に係る固定資産税は、住宅1戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）について課税標準となるべき価格を（③ **6分の1**）の額とする特例の適用を受けることができます」

<解説>

- i) 貸家の敷地の用に供されている宅地を貸家建付地という。また、貸付事業用宅地等として「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用対象となる宅地の減額割合は、50%である。「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	<u>50%</u>

- ii) 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例では、住戸1戸当たり200㎡までの小規模住宅用地について、課税標準となるべき価格を6分の1とする特例の適用を受けることができる。

小規模住宅用地（200㎡以下の部分）	固定資産税評価額× <u>1/6</u>
一般住宅用地（200㎡超の部分）	固定資産税評価額×1/3

【第5問】

《問13》 3

- i) Aさんの相続に係る法定相続人は、妻Bさん、妹Cさん、弟Dさんの3人となる。
妻Bさんの法定相続分は(① 4分の3)である。
- ii) Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、(② 4,800万円)である。
- iii) Aさんの相続により、妻Bさんが自宅の敷地を取得し、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、当該敷地は(③ 330㎡)までの部分について80%の減額が受けられる。

<解説>

- i) 配偶者と兄弟姉妹の組み合わせ(第3順位)の場合、妻Bさんの法定相続分は $\frac{3}{4}$ 、兄弟姉妹の妹Cさんおよび弟Dさんの法定相続分は $\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$ である。
- ii) 遺産に係る基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
= 3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円
- iii) 《問12》の<解説>を参照。

《問14》 1

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。よって、各法定相続人の法定相続分は、妻Bさんが $\frac{3}{4}$ 、妹Cさんおよび弟Dさんが $\frac{1}{8}$ となる。

- ・ 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

妻Bさん $2 \text{ 億円} \times \frac{3}{4} = 1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円}$

妹Cさん $2 \text{ 億円} \times \frac{1}{8} = 2,500 \text{ 万円}$

弟Dさん $2 \text{ 億円} \times \frac{1}{8} = 2,500 \text{ 万円}$

- ・ 法定相続人の法定相続分に応じた税額(速算表で計算)

妻Bさん $1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 4,300 \text{ 万円}$

妹Cさん $2,500 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$

弟Dさん $2,500 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$

- ・ 相続税の総額

$4,300 \text{ 万円} + 325 \text{ 万円} + 325 \text{ 万円} = \underline{4,950 \text{ 万円}}$

《問15》 3

1) 不適切

遺留分とは、兄弟姉妹を除く相続人が法律上取得することを保証されている相続財産のうちの一定の割合をいう。よって、本問において、妹Cさんおよび弟Dさんには遺留分がない。

2) 不適切

公正証書遺言は、公証人および証人2人以上の立会いのもと、遺言者が口述した内容を公証人が筆記し、これに遺言者・公証人および証人が押印して作成する方式の遺言で、作成された遺言書の原本が公証役場に保管される。

3) 適切

なお、検認を受けたことと、遺言書の内容の有効・無効とは全く関係がない。